

議案第 4 0 号

清水町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

清水町長 辻 康 裕

清水町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例の一部を改正する条例

清水町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例（平成24年清水町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道」を「土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「号）による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同

条第4号中「号）による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

（11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

（1） 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、終了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者）

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「学校教育法による」及び「同法による」を削り、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）」を「当該課程を修めて専門職大学前期課程」に改め、「次号において同じ。」を削り、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、

「卒業者」を「卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

（7） 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（8） 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。